

## 第8回館林市子ども・子育て会議 会議録概要

1 日 時 平成27年3月20日（金）午後3時～4時15分

2 場 所 文化会館2階 3号室

3 出 席 者

【館林市子ども・子育て会議委員】 12名（欠席者3名）

渡辺委員、永井委員、大谷委員、角田委員、田村委員、篠塚委員、  
多田委員、長柄委員、小池委員、吉田委員、柴田委員、寺内委員（以上名簿順）

【事務局】 11名

こども福祉課：伊藤課長、奥澤子育て支援係長、松村保育係長、  
田口緊急少子化対策係長、関口主任、鈴木主事、熊田  
教育総務課：森田参事兼課長、戸叶総括係長  
学校教育課：広沢学事係長  
生涯学習課：須永青少年係長

【策定委託業者】 2名

プライムテック株式会社：森田常務取締役、友田氏

○傍聴者 なし

4 議 題

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の素案に関するパブリックコメント手続きの結果について
- (2) 教育・保育施設の利用定員の設定について
- (3) 教育・保育施設の利用者負担額について

5 配布資料

会議次第

- (資料1) 館林市子ども・子育て支援事業計画（概要版）
- (資料2) 館林市子ども・子育て支援事業計画資料編
- (資料3) 教育・保育施設の利用定員の設定について
- (資料4) 教育・保育施設の利用者負担額について

## 6 会議内容（概要）

(1) 開 会

(2) あいさつ

会 長

(3) 議 事

①子ども・子育て支援事業計画の素案に関するパブリックコメント手続きの結果について

・事務局より、パブリックコメント手続きの結果について説明(募集結果は意見数0件)

### 【質疑】

会 長：パブリックコメント手続きの結果について説明がありましたが、何かご意見ご質問はございますか。

委 員：パブリックコメントの周知が足りなかったのではないかと思います。

事 務 局：パブリックコメントはインターネットでの意見募集となっており、市のホームページを見ないと分かりづらいということで、周知方法は今後の検討課題とさせていただきます。

②教育・保育施設の利用定員の設定について

・事務局より、教育・保育施設の利用定員の設定について、資料3に基づき説明

### 【質疑】

会 長：教育・保育施設の利用定員の設定について説明がありましたが、何かご意見ご質問はございますか。

委 員：私立幼稚園についてもう一つの施設の記載がありませんが、お尋ねします。

事 務 局：新制度に移行する施設が利用定員を設定しなければならないため、新制度に移行しない施設は記載をしております。

会 長：年齢によって利用定員が決められていますが、定員以内で年齢区分による移動はできるのでしょうか。

事 務 局：年齢に応じた定員区分を設定することにより平準化が期待できますが、今回設定しました利用定員には、すでに利用している児童を含めて設定しており、今後何年間かけながら各園の適正な定員設定を行っていきますので、今回設定している定員の中での受け入れは、年齢区分を超えた預かりもできます。

会 長：児童の年齢によって保育士数は決まっておりますが、それは大丈夫でしょうか。

事 務 局：職員配置数については、4月当初の入園児童より多く預かれるように保育士を設定しておりますので、保育士が最大預かれる児童数までは大丈夫です。

委員：こども園として、市の配慮に十分応えられるよう、保育士を増員し、更に充実した保育をと保育室も増設し、よりよい教育のため、少しでもプラスになれるように頑張りたいと思っております。

会長：それでは、利用定員は、幼稚園、保育所あるいは地域のニーズに応じた数が分り当てられているということで、この数字で進めていただくということでお願いいたします。

### ③教育・保育施設の利用者負担額について

・事務局より、教育・保育施設の利用者負担額について、資料4に基づき説明

#### 【質疑】

会長：教育・保育施設の利用者負担額について説明がありましたが、何かご意見ご質問はございますか。

委員：私立に対してもご配慮いただいたようで、妥当な額ではないでしょうか。

会長：今まで幼稚園の場合は、所得に応じた額になっていなかったようですが、新制度に移行しない幼稚園はどのようになりますか。

事務局：新制度に移行しない幼稚園は、これまでどおりの就園奨励費補助金という保育料の減免を行う設置者を対象とした補助金を、引続き活用していく予定です。

委員：保育園と幼稚園の保育料の差が大きいと感じている保護者が多いです。

事務局：国から示されている基準額表がありますが、今回見直しをかける中で、保育園と幼稚園の利用の状況に応じた利用者負担をしていただくという観点で設定しております。

会長：市の基準額表は色々配慮されていて、ご努力が感じられますが、実際、負担額を決めるのは大変だったのではないのでしょうか。

事務局：算定基礎が所得税から市民税に変更になり、現在の方の負担が急激に変わることのないようにと、積算のシュミレーションを1,727件すべて行い、階層幅を多階層化し、階段を平準化いたしまして、この基準額を長年使っていきたいと思っております。また、県の事業の廃止される部分は、基準額表の中に設定をさせていただいております。

会長：参考までに、他市の階層区分の状況が分かれば教えてください。

事務局：階層区分については、それぞれの市町村の裁量になりますが、太田市は24階層、最大は安中市の37階層です。郡内になりますと、もう少し階層は少ないようです。

会長：利用者に対しての説明はどのようになりますか。

事務局：このあと、税を基に保育料の計算をさせていただいて、一人一人にお示しする形になります。保育園については今までも段階的でしたが、幼稚園につ

いては制度がかなり変わりますので、軽減策の経過措置を設ける旨の説明は  
させていただきます。

委員：保育の標準時間と短時間の決定はどのようにされますか。

事務局：申請制ではなく、国の基準に基づいて、就労時間やそれぞれの状況によっ  
て認定されます。

事務局：判断の基準ですが、就労を例にあげますと、月の就労時間数が120時間  
未満であれば短時間認定、120時間を超えますと標準時間認定となります  
が、通勤時間等もありますので、拘束される時間の実態を勘案して判断させ  
ていただきます。また、在園中の方には、10年間の経過措置がありますので  
、今ままでどおり利用できるような形で認定いたします。認定の変更も可  
能になっています。

事務局：新しい制度ですので、想定していないような状況もあろうかと思いき  
ますので、その都度相談していただいて、一番適した認定をかけさせていただ  
きたいと思えます。

会長：それでは、利用者負担額につきましては、承認されたということといたし  
ます。

#### (4) 閉 会